

令和2年3月14日

領事メール

件名：オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第14号）

【ポイント】

○13日晚、オマーン外務省はツイッターで、12日に新型コロナウイルス対策高等委員会が決定した「3月15日から30日間実施される観光査証発給の一時停止措置」について、委細説明を行いました。

○有効な観光査証を取得済みで、3月15日以降に入国する渡航者は、既に入国が禁止されている5カ国（中国、韓国、イタリア、イラン、エジプト）からの渡航でなければ、入国審査に先立つ検疫手続きを通じて新型コロナウイルスに感染していないことが確認される限り、入国は可能としています。

【本文】

12日付当館領事メール第13号でお知らせしました、同日に新型コロナウイルス対策高等委員会が決定した「3月15日から30日間実施される観光査証発給の一時停止措置」について、13日晚、オマーン外務省はツイッターで、概要以下の説明を掲載しました。

1 当該措置は、陸海空全ての国境からの入国に対して適用され、また、「オンラインバイタル査証」及び「e査証」も対象となります。

2 有効な観光査証を取得済みで、3月15日以降に入国する渡航者は、既に入国が禁止されている5カ国（中国、韓国、イタリア、イラン、エジプト）からの渡航でなければ、入国審査に先立つ検疫手続きを通じて新型コロナウイルスに感染していないことが確認される限り、入国は可能です。

3 上記措置について、以下の公式ホームページ及びツイッターから最新情報を入手できます。

（1）e-Visa（オンライン査証）、オマーン王立警察

<https://evisa.rop.gov.om/en/home>

<https://twitter.com/omanevisa?lang=en>

(2) オマーン空港

<https://www.omanairports.co.om/en>

https://twitter.com/OmanAirports?ref_src=twsrc%5Egoogle%7Ctwcamp%5Eserp%7Ctwgr%5Eauthor

(3) オマーン航空

<https://www.omanair.com/om/en>

https://twitter.com/omanair?ref_src=twsrc%5Egoogle%7Ctwcamp%5Eserp%7Ctwgr%5Eauthor

(4) オマーン観光省

<https://omantourism.gov.om/wps/portal/mot/tourism/oman/home>

https://twitter.com/OmanTourism?ref_src=twsrc%5Egoogle%7Ctwcamp%5Eserp%7Ctwgr%5Eauthor

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館

－電話: (+968) 24601028

－FAX: (+968) 24698720